

平成 21 年度税制改正の概要

我が国の租税・印紙収入（決算ベース）は、平成 2 年度の 60.1 兆円をピークに低下傾向にあったが、平成 15 年度の 43.3 兆円を底として、20 年度の当初予算では、53.6 兆円に回復するまでとなった。しかし、米国に端を発する世界的な金融危機と景気後退により我が国経済も急激に悪化し、20 年度第 2 次補正予算では、法人税を中心に大幅な減収が見込まれることから、20 年度当初予算を 7.1 兆円下方修正している。また、21 年度は、20 年度第 2 次補正予算を 0.3 兆円下回る 46.1 兆円と厳しい状況となっている。

麻生総理大臣は、こうした経済状況を「100 年に 1 度」・「全治 3 年」とした上で、今後の経済財政政策について、当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長という 3 段階のビジョンを示した。当面の景気対策として、「生活対策」（20 年 10 月 30 日）、「生活防衛のための緊急対策」（同 12 月 19 日）など計 75 兆円規模（第 1 次補正予算を含む）の経済対策を打ち出した。これらの経済対策には、過去最大規模の住宅ローン減税や中小企業減税などの 21 年度税制改正に盛り込まれる減税措置等が明記されている。

以下、改正案の概要を紹介する。

（住宅・土地税制）

○ 住宅ローン減税の適用期限を 5 年間延長。最大控除可能額を 500 万円（長期優良住宅は 600 万円）に引上げ

生活対策において、「住宅ローン減税の期限延長、最大控除可能額の過去最高水準までの引上げ」が明記されたこと等を踏まえ、今回の改正では、現行の最大控除可能額（平成 20 年居住分 160 万円）を 500 万円（長期優良住宅 600 万円）に引き上げるとともに、適用期限が 5 年間（平成 25 年居住分まで）延長される。→図表 1

○ 自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合や省エネ及びバリアフリー改修を行う場合の税額控除制度の創設

今回の改正では、住宅ローンによらず、自己資金により長期優良住宅の取得等や省エネ等の改修工事を行った場合の所得税額控除制度が創設される。

このほか、平成 21 年及び 22 年に取得した土地等の長期譲渡所得の 1,000 万円特別控除制度の創設、21 年度から段階的な引上げを予定していた土地の売買等に係る登録免許税の軽減措置の 2 年間の据置き等が行われる。

(法人関係税制、中小企業対策税制)

- エネルギー需給構造改革推進設備等や資源生産性の向上に資する設備等について、2年間即時償却を可能とする制度の創設

今回の改正では、エネルギー需給構造改革推進税制の対象となる設備（太陽光発電設備、天然ガス自動車等）や資源生産性を高めるための設備投資（熱電併給設備、太陽熱利用設備等）について、即時償却制度が創設される。

→図表 2

- 中小法人等の軽減税率について、現行 22%から 18%に 2 年間引下げ

生活対策において、「中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ」が明記されたこと等を踏まえ、今回の改正では、資本金 1 億円以下の中小法人等の 22%の軽減税率（800 万円以下の所得の部分に適用）について、2 年間の時限措置として 18%への引下げが行われる。→図表 3

- 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止

欠損金の繰戻し還付制度は、赤字法人の前年度に納付した法人税の還付を認めるものであるが、平成 4 年度税制改正から、一部の場合を除き、適用が停止されている。今回の改正では、中小法人等の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度について、繰戻し還付が認められる。→図表 4

(相続税制)

- 非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の導入等

中小企業の事業承継に関しては、平成 20 年 5 月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が成立した。これを踏まえ、今回の税制改正においては、5 年間の事業継続や雇用の 8 割維持等を要件として、後継者の相続税額のうち議決権株式(相続後で発行済議決権株式の 2/3 に達するまで)の 80%の納税猶予制度（贈与の場合は全額）が創設される。→図表 5

このほか、農地法の見直し等を踏まえ、現行の農地に係る相続税の納税猶予制度について、貸付けの場合にも適用を認めるなどの改正が行われる。

(金融・証券税制)

- 上場株式等の配当及び譲渡益について、現行の7% (住民税と併せて10%) 軽減税率の3年間延長

平成15年度税制改正で創設された上場株式等の10%軽減税率の特例は、金融所得課税の一体化に向けて、経過措置が講じられた上で、平成21年から20%に戻されることとなっていたが、今回の改正では、金融資本市場の状況等を踏まえ、10%の軽減税率が平成23年まで延長される。→図表6

(国際課税)

- 外国子会社からの配当について、間接外国税額控除制度に代えて、親会社の益金不算入とする制度 (外国子会社配当益金不算入制度) の導入

我が国企業の海外利益が増加する一方、利益が国内に還流されない状況等を踏まえ、今回の改正では、内国法人の一定の外国子会社 (持株割合が25%、保有が6月以上) からの受取配当の益金不算入制度が導入される。→図表7

(その他改正項目)

- 一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税を時限的に減免 →図表8
- 入国者が輸入するウイスキー等又は紙巻きたばこに係る酒税又はたばこ税の税率の特例措置の適用期限を延長
- 特定の石炭 (鉄鋼、コークス及びセメント製造用) に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を延長

(附則 —税制抜本改革の道筋及び基本的方向性—)

- 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」 (平成20年12月24日閣議決定) に基づき、法案附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性について規定する →図表9

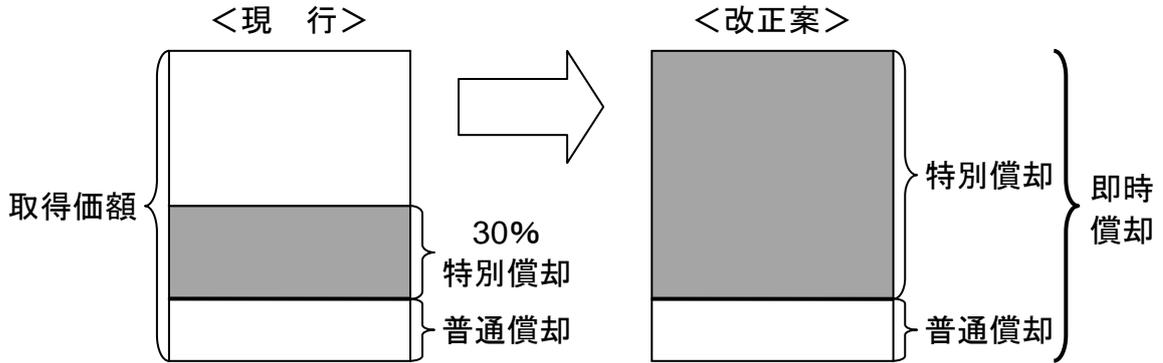
(内線 3046、3048)

図表1 住宅ローン減税

一般の住宅											長期優良住宅										
平成 20 年居住分 (現行)																					
(ローン残高) ~2,000万円		1~6年目				1.0%					(ローン残高) ~2,000万円		1~6年目				1.0%				
(ローン残高) ~2,000万円		7~10年目				0.5%					(ローン残高) ~2,000万円		7~10年目				0.5%				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
20	20	20	20	20	20	10	10	10	10	20	20	20	20	20	20	30	30	30	30	30	
最高控除額 160万円											(単位:万円)										
平成 21 年居住分																					
(ローン残高) ~5,000万円		1~10年目				1.0%					(ローン残高) ~5,000万円		1~10年目				1.2%				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60		
最高控除額 500万円											(単位:万円)										
平成 22 年居住分																					
(ローン残高) ~5,000万円		1~10年目				1.0%					(ローン残高) ~5,000万円		1~10年目				1.2%				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60		
最高控除額 500万円											(単位:万円)										
平成 23 年居住分																					
(ローン残高) ~4,000万円		1~10年目				1.0%					(ローン残高) ~5,000万円		1~10年目				1.2%				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60		
最高控除額 400万円											(単位:万円)										
平成 24 年居住分																					
(ローン残高) ~3,000万円		1~10年目				1.0%					(ローン残高) ~4,000万円		1~10年目				1.0%				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40		
最高控除額 300万円											(単位:万円)										
平成 25 年居住分																					
(ローン残高) ~2,000万円		1~10年目				1.0%					(ローン残高) ~3,000万円		1~10年目				1.0%				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30		
最高控除額 200万円											(単位:万円)										

(出所) 財務省資料を基に作成

図表2 省エネ・新エネ設備等の即時償却制度



(出所) 財務省資料を基に作成

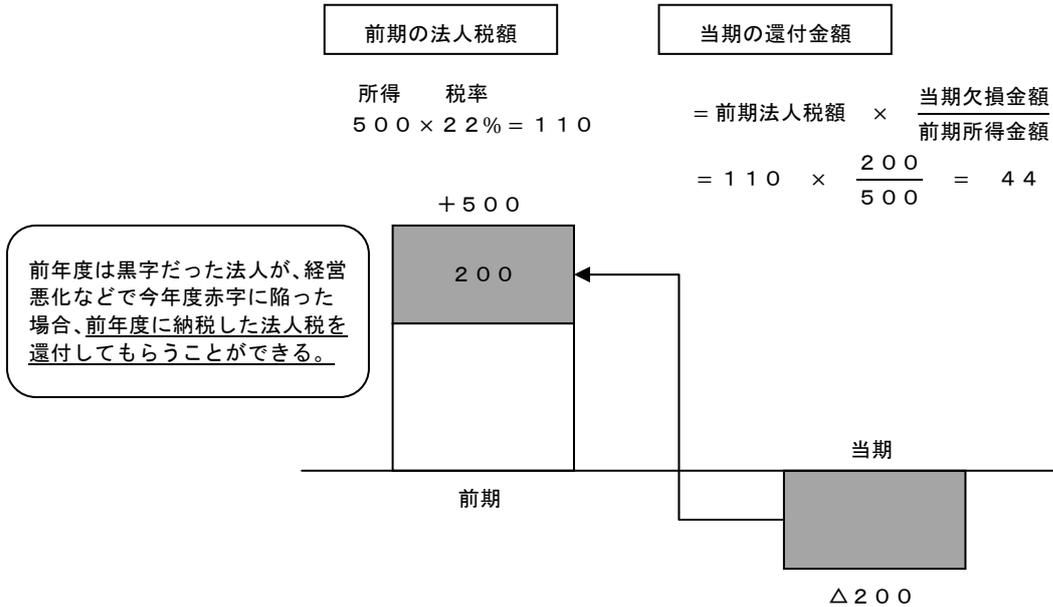
図表3 中小法人等の軽減税率引下げの概要

	現行	
資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人 ・ 通常の一般社団法人等 ・ 持分の定めのない医療法人等	年800万円まで22%	(改正後) 年800万円まで 18% [H21.4.1-H23.3.31に 終了する事業年度]
資本又は出資を有しない普通法人 ・ 非営利性が徹底された一般社団法人等 ・ 公益社団法人等		
一般社団法人等		
人格のない社団等		
協同組合等(※)	一律22%	
公益法人等(学校法人、社会福祉法人、宗教法人、一部の厚生連等)	一律22%	
特定医療法人	一律22%	

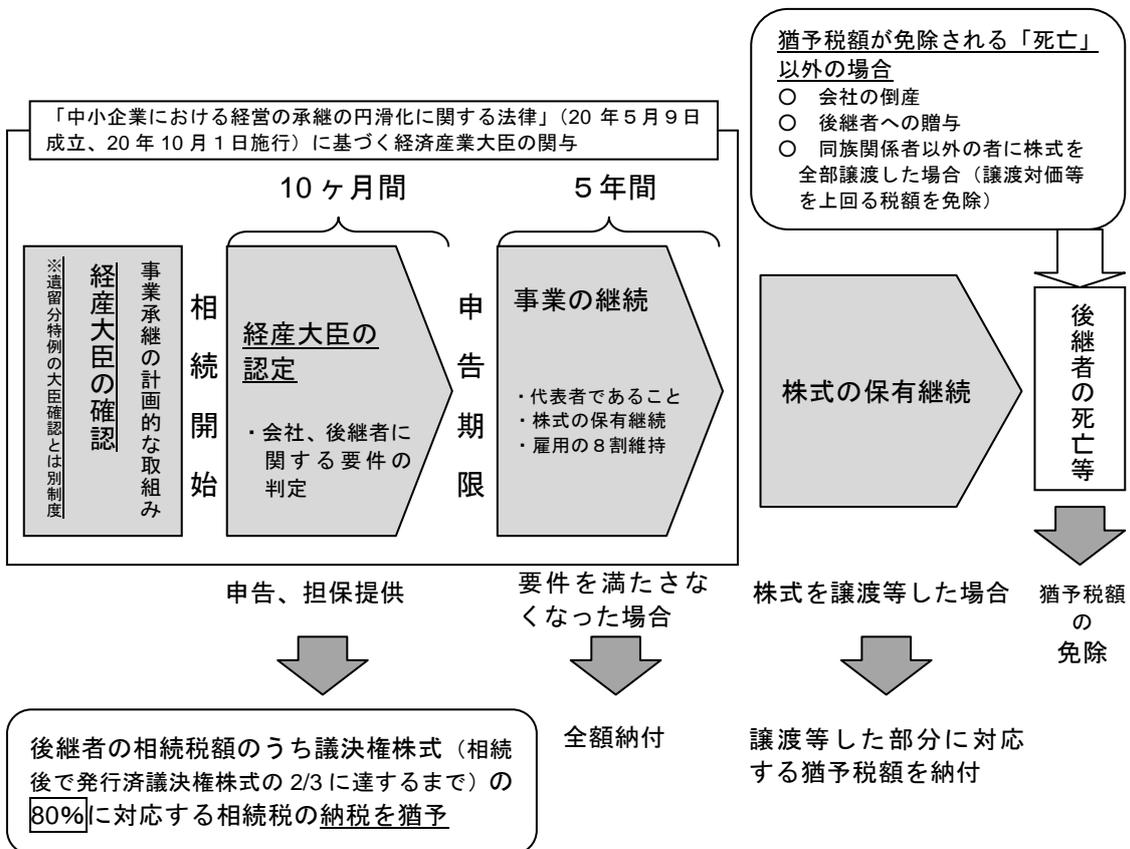
(※) 特定協同組合等(①総収入金額のうち物品供給事業の収入金額に占める割合が50%以上、②組合員数が50万人以上、③店舗における物品供給事業の収入金額が1000億円以上である協同組合等)については、
 { 年10億円超の所得 : 26%
 年10億円以下の所得 : 22%

(出所) 経済産業省資料を基に作成

図表4 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の仕組み



図表5 新しい事業承継税制の概要



図表6 上場株式等の譲渡益及び配当の課税について

【現行】

	～H20.12	H21	H22	H23	H24.1～
税率	10%	【原則】 20% 【特例措置】 上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分) 10% 上場株式等の配当 (100万円以下の部分) 10%			20%
損益通算	—	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 H21.1～ 確定申告による対応 H22.1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に			



【改正案】

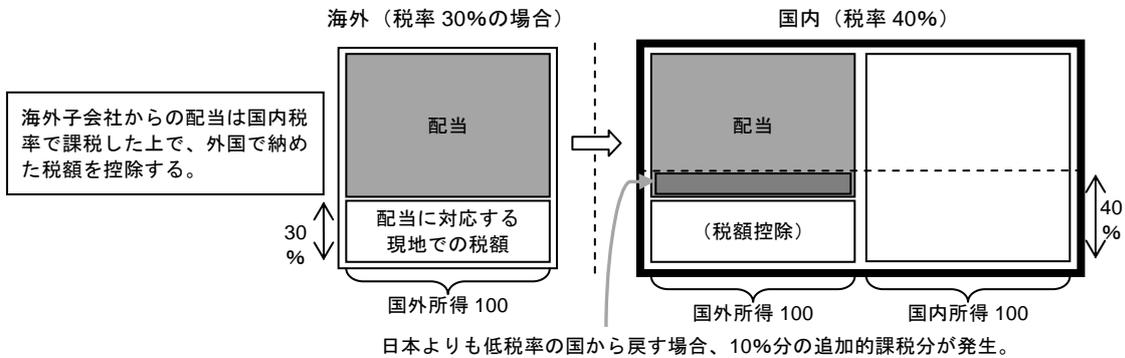
	～H20.12	H21	H22	H23	H24.1～
税率	10%		10%		20%
損益通算	—	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 H21.1～ 確定申告による対応 H22.1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に			

(注) 恒久的施設を有しない非居住者並びに内国法人及び外国法人が支払を受ける上場株式等の配当に対する軽減税率(7%)は、平成23年12月31日まで延長(【現行】平成21年3月31日まで適用)。

(出所) 財務省資料を基に作成

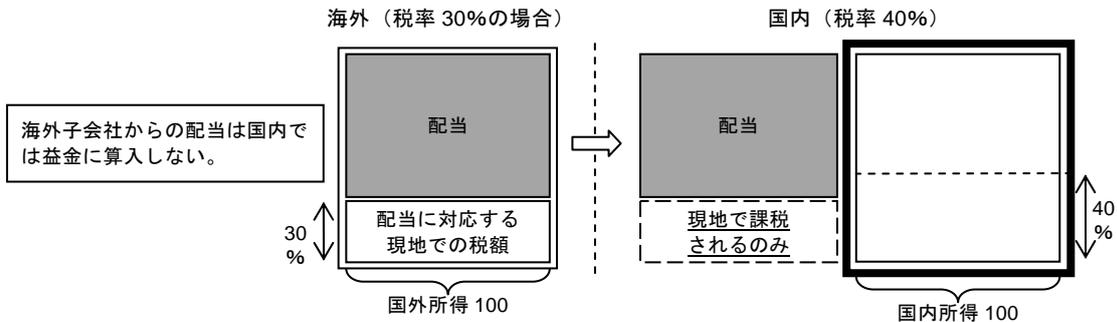
図表7 海外子会社からの配当の益金不算入制度の創設

改正前：外国税額控除制度(全世界所得方式)



<二重課税排除方法を変更>

改正後：益金不算入制度



(出所) 経済産業省資料を基に作成

図表 8 自動車重量税・自動車取得税の時限的減免

次世代自動車	免税	
登録車・軽自動車		排ガス基準 ☆☆☆☆
	2010年度燃費基準 +25%達成車	75%軽減
	2010年度燃費基準 +15%達成車	50%軽減
重量車 (バス・トラック等)		2015年度重量車 燃費基準達成車
	ポスト新長期規制適合車	75%軽減
	排ガス基準☆ (NO _x 又はPM+10%低減)	50%軽減

【次世代自動車】

電気自動車（燃料電池自動車含）、プラグイン・ハイブリッド自動車、
クリーンディーゼル自動車、
ハイブリッド自動車・天然ガス自動車（一定の性能要件を満たすもの）

（出所）経済産業省資料を基に作成

図表 9 中期プログラムと税法の附則

中期プログラム (20.12.24 閣議決定)	所得税法等の一部を改正する法律案 (附則第104条)
今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。	平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。
改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。	改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。